

新型コロナウイルス感染症に係る宝塚市教育委員会対処方針

I 期間

令和3年(2021年)9月13日～9月30日（緊急事態宣言）

改正 令和3年(2021年)10月1日～（緊急事態宣言解除）

改正 令和3年(2021年)10月28日～

改正 令和3年(2021年)12月1日～

II 基本方針

「学校に持ち込まない（感染源を絶つこと）、学校内に広げない（感染経路を絶つこと）」を基本に、校園内では、十分な感染予防対策を実施したうえで教育活動を行う。

III 感染防止対策

1 感染源を絶つこと

(1) 健康観察の徹底

園児児童生徒（以下「児童等」という。）は、毎日、登校前の家庭における健康観察を徹底するよう保護者に依頼し、下記(ア)から(ケ)の各項目のいずれかに該当する症状がある場合は自宅で療養するよう保護者へ依頼する。（出席停止扱い）

ただし、基礎疾患等により、日常的に各項目のいずれかの症状がある場合は、別途、かかりつけ医に相談しておく。

- (ア) 発熱（普段の体温より高い状態（38℃以上は明らかな有熱、37℃以上は本人の感覚か保護者の判断による））がないか（かかりつけ医に相談）
- (イ) 普段より強い咳症状はないか（かかりつけ医に受診）
- (ウ) 普段よりも強い呼吸困難（息苦しさ）はないか（かかりつけ医に受診）
- (エ) 安静についても全身倦怠感（しんどさやだるさ）はないか（かかりつけ医に相談）
- (オ) 咽頭痛はないか（かかりつけ医に受診）
- (カ) 普段よりも強い鼻汁、鼻づまりがないか（花粉症等の症状を除く）（耳鼻科に受診）
- (キ) 味覚や嗅覚に異常はないか（耳鼻科に受診）
- (ク) 腹痛、下痢、頭痛、めまいなどがないか（かかりつけ医に受診）
- (ケ) その他、平常と異なる体調異常がないか（かかりつけ医に受診）
- (コ) ~~同居家族で上記(ア)～(ケ)の症状がないか~~【削除】

(2) 発熱等の風邪症状がある場合の出席停止

児童等に発熱等の風邪症状（ワクチン接種後の副反応を含む）がある場合は自宅で療養する。（学校保健安全法第19条の規定に基づく出席停止の措置）

~~また、同居する家族に発熱等の風邪症状（ワクチン接種後の副反応を含む）がある場合も自宅での健康観察とする。（学校保健安全法第19条の規定に基づく出席停止の措置）~~

また、学校園で発熱した場合や体調異常を確認した場合は、原則として下校させる。（きょうだいは下校させる必要はない）

なお、児童等及び同居する家族【削除】が医療機関を受診し、新型コロナウイルス感染症以外の疾病と診断した場合は、出席停止を解除する。

(3) 児童等又は同居する家族が感染又は濃厚接触者に指定された場合の出席停止

- ① 児童等が感染した場合は、保健所又は医療機関（以下「保健所等」という。）が指定する日まで出席停止とする。
- ② 児童等が濃厚接触者に指定された場合は、保健所等が実施するＰＣＲ検査等により、陰性が確認され、保健所等が指定する日まで出席停止とする。
- ③ 同居する家族が感染した場合は、保健所等が指定する日まで出席停止とする。
- ④ 同居する家族が濃厚接触者に指定された場合は、保健所等が実施するＰＣＲ検査等により、陰性が確認されるまで出席停止とする。
- ⑤ 児童等又は同居する家族が保健所等が実施する任意のＰＣＲ検査等を受けた場合は、検査を受ける意思表示をした日から検査により陰性が確認される日まで出席停止とする。

（4）保護者から感染が不安で休ませたいと相談があった場合の取扱い

~~保護者から欠席させたい事情をよく聴取りし、学校園で講じる感染症対策について十分に説明するとともに、学校園運営方針について理解を得るよう努めたうえで、なお、保護者から感染が不安で学校園を休ませたいと相談があった場合は、10月31日までの間は出席停止扱いとし、11月1日以降は欠席とする。【削除】~~

~~感染が不安で学校園を休ませた場合は欠席とする。ただし、同じ学校園に在籍する児童等に感染が確認され、その感染した児童等が感染可能期間中に登校園していた場合は、感染が確認された日から2週間の期間中に感染が不安で休ませた場合に限り出席停止扱いとする。~~

2 感染経路を絶つこと

（1）手洗いの徹底

接触感染の仕組みについて児童等に理解させ、手指で目、鼻、口を出来る限り触らせないよう指導し、接触感染を避ける方法として、手洗いを徹底する。

（2）マスクの着用

学校教育活動（登下校園時含む）においては、原則としてマスクを着用する。
なお、マスクを外した場合には会話は行わない。

（3）清掃・消毒

消毒は、感染源であるウイルスを死滅させ、減少させる効果はあるが、学校生活の中で消毒によりウイルスを全て死滅させることは困難である。このため、一時的な消毒の効果を期待するよりも、清掃により清潔な空間を保ち、健康的な生活により児童等の免疫力を高め、手洗いを徹底することが重要である。

そのため、通常の清掃活動の一貫として新型コロナウイルス対策に効果がある家庭用洗剤等を用いて、児童等が行っても差し支えないとする文部科学省の見解が示されていることを受け、通常の清掃活動（トイレ掃除を含む）は児童等が行うこととする。

3 重篤化のリスクの高い児童等への対応

医療的ケアを必要とする児童等や基礎疾患等のある児童等は、感染すると重症化するリスクが高いことから、登校園については、予め主治医の見解を確認し、学校園と相談して、欠席する場合は出席停止扱いとする。

IV 教育活動

1 登校形態

感染予防対策を徹底したうえで、通常の登校園とする。

2 教育活動

(1) 各教科共通

- (ア) マスクの着用を徹底する。(体育の実技を除く)
- (イ) 感染リスクが高いとされている活動は、換気、身体的距離の確保や手洗いなどを徹底する。
- (ウ) 各教室では可能な限り、児童等の間隔を確保する。
- (エ) 近距離で一斉に大きな声で話す活動は行わない。

(2) 理科

グループで行う実験や観察を実施する場合は、感染予防対策を徹底する。

(3) 音楽

リコーダーや鍵盤ハーモニカ等の管楽器の演奏を実施する場合は、感染予防対策を徹底する。

また、歌唱活動をする際には、マスクを原則着用することとし、合唱している児童生徒同士や指導者等、聴いている児童等との間隔は、マスク着用をしている場合であっても、前後方向及び左右方向ともに出来るだけ 2m (最低 1m) 空け、立っている児童等と座っている児童等が混在しないよう注意する。

(4) 図画工作、美術等

共同制作等の表現や観察を実施する場合は、感染予防対策を徹底する。

(5) 家庭科、技術・家庭

調理実習を実施する場合は、感染予防対策を徹底する。

(6) 体育、保健体育

- (ア) 原則としてマスクの着用は必要ないが、十分な身体的距離がとれない状況で、十分な呼吸ができなくなるリスクや熱中症になるリスクがない場合には、マスクを着用する。
- (イ) 可能な限り屋外で実施する。
- (ウ) 屋内で実施する場合には、十分に換気し、特に呼気が激しくなるような運動は避ける。
- (エ) 授業の前後における着替え、運動場や体育館への移動、授業中の教師による指導内容の説明、グループでの話し合いの場面、体育用具の準備及び片付け時など、児童等が運動を行っていないときは、マスクを着用する。

(7) 給食

児童等が向かい合って食べることがなく、全員が同じ方向を向いて食べること。また、黙食を徹底すること。

(8) 休み時間

休み時間においても、原則としてマスクを着用すること。ただし、屋外において身体的距離が確保できる場合は、一時的にマスクを外してもよい。ただし、屋内に入る時には、再度、マスクを着用すること。また、教室に戻る前には必ず手を洗うよう徹底する。

3 校外から多くの人が来校する行事

校外から大人数を呼び込むような校内行事（オープンスクール、学校説明会等）を実施する場合、マスク着用、消毒はもとより、体調が不調の場合は来校を自粛するなど感染防止対策の徹底を周知し、1回当たりの参加人数の制限や座席の間隔を広く取るなどの対応を行う。

4 校外活動（泊を伴う活動を含む）

県外での活動（修学旅行を含む）は、実施地域の感染状況、受入先の意向、参加人数、移動方法などを十分確認のうえ、感染防止対策を徹底して実施すること。

なお、修学旅行については、感染状況を踏まえて実施の時期・場所等を適切に判断する。

また、市教育委員会が策定した「修学旅行実施に係る指針」に基づき感染防止対策を徹底する。

5 部活動

(ア) 十分な感染防止対策を実施したうえで、部活動（練習試合、合宿等を含む）を行う。

(イ) 活動日及び時間は、平日は4日以内で1日当たり2時間程度、土日はいずれかとし、1日当たり3時間程度とする。

(ウ) 部内で感染者を確認した場合（部員同士、顧問と部員等）は、1日は全ての部活動を休止し、感染対策を確認、見直しする。

(エ) 県外での活動及び合宿（県内を含む）は、実施地域の感染状況、受入先の意向、参加人数、移動方法などを実施可能であることを十分確認のうえ、感染防止対策を徹底して実施する。なお、宿泊は、感染防止対策が確認される宿泊施設に限定する。（学校は不可）

(オ) 中体連などの公式大会等では、事前の健康管理や試合時以外のマスクの着用の徹底、観戦場所の密を避けるなど、感染防止対策を徹底して実施すること。